

# 兵庫教育大学と兵庫教育大学大学院同窓会員との共同研究実施要項

〔平成21年6月24日〕  
学 長 裁 定  
一部改正 平成23年9月8日

## 1 目的

兵庫教育大学(以下「本学」という。)と兵庫教育大学大学院同窓会員(以下「同窓会員」という。)が連携して共同研究を実施することにより、学校現場の課題解決並びに本学の実践的な教育研究の進展に寄与することを目的とする。

## 2 研究の申請・実施計画書

同窓会員が共同研究を申請しようとするときは、研究題目、研究目的、研究計画・研究組織及び必要経費等を記載した別紙様式1による共同研究申請書・実施計画書を学長に提出するものとする。申請は、原則として当該実施年度の4月末日までに行うものとする。

## 3 研究の選定

共同研究の選定は、本学の都道府県連携推進本部会議の下に「共同研究選定委員会」を設置して行う。選定の基準は、第1項に掲げる目的との適合性を判断するものとする。

## 4 研究組織

研究組織は、本学教職員と同窓会員で構成し、代表者を同窓会員の中からあらかじめ定めておくものとする。

## 5 研究期間

共同研究の研究期間は、単年度を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、研究期間を2年とすることができる。

## 6 契約書

共同研究の実施を決定した場合は、本学契約担当役と研究組織代表者との間で別紙様式2による共同研究契約書を締結するものとする。

## 7 研究経費

共同研究経費は1件30万円を限度とし、本学が負担するものとする。  
共同研究経費は前渡しとし、研究終了後その支出の確認を本学が行うものとする。

## 8 研究成果の報告

共同研究の代表者は、研究終了後、速やかに別紙様式3による共同研究成果報告書及び別紙様式4による共同研究経費報告書を学長に提出するものとする。

研究成果は、本学と同窓会員との共通財産とし、原則として、別に定める方法により公表するものとする。

## 9 共同研究に係る事務

共同研究の実施に関する事務は、都道府県連携推進本部が処理する。

## 10 その他

平成21年度に実施する共同研究の申請については、第2項の規定にかかわらず平成21年10月末日までに行うものとする。

本共同研究の取扱いは、「兵庫教育大学共同研究取扱規則(昭和59年11月7日規則第9号)」の規定にかかわらず、本要項の定めるところによるものとする。